

---

## はじめに



市民の皆様には、日頃より当社会福祉協議会の事業推進にあたり、深いご理解とご協力をいただいていることに対し、心から厚くお礼申し上げます。

さて、近年の少子・高齢化の進行や近所隣土士の相互扶助希薄化など、地域を取り巻く環境の急速な変化に伴い、市民の抱える様々な課題や福祉に対するニーズも多種・多様化しており、これらに的確に対応するための支援体制が今、求められています。

また、市民参加による様々な福祉活動の実践やボランティア活動が推進されているなか、社会福祉協議会が推進している在宅福祉サービス等との効率的な連携が必要であると存じます。

そこで、地域福祉を推進するための中核的な役割を担う社会福祉協議会といたしましては、市民主体の理念に基づき、地域が抱えている福祉における種々の課題を地域全体の課題と捉えて市民の皆様と一緒に、それぞれの地域の特性に応じた対応を図るとともに、一層の福祉の推進に積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。

このようなことから、市民の皆様と社会福祉協議会が手を携えて中期的な展望のもと、安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めていくための指針として、このたび、平成23年度から平成26年度までの4年間を期間とする「常陸大宮市地域福祉活動計画」を策定いたしました。

今後、この計画に基づき、地域福祉の一層の推進を図り「健やかで笑顔の暮らしを育むまちづくり」を進めてまいりたいと存じますので、市民の皆様の更なるご支援とご協力をお願いいたします。

最後に本計画策定に当たり、貴重なご意見やご協力を頂いた地域の皆様、多大なるご尽力を頂いた策定委員会委員及び検討委員会委員の皆様並びに関係団体等の皆様に、心からお礼と感謝を申し上げ、今年11日に発生した東日本大震災で被災された皆様に対するお見舞いと、1日も早い復興を祈念いたしましてあいさついたします。

平成23年3月

社会福祉法人 常陸大宮市社会福祉協議会

会長 三 次 真 一 郎

# 目 次

## 第1章 活動計画策定にあたって

1 活動計画策定の背景 .....	3
2 活動計画の基本的な考え方 .....	4
3 活動計画の位置付け .....	5
4 活動計画の期間 .....	7
5 活動計画の策定方法と体制 .....	7

## 第2章 活動計画の基本構想

1 活動計画の基本理念及び基本目標 .....	11
2 活動計画の体系図 .....	12

## 第3章 実施計画の展開

活動目標 1 市民参加・協働による地域福祉の実現を目指します.....	17
活動目標 2 ニーズに即した福祉サービスの実現を目指します.....	20
活動目標 3 地域に根ざした総合的な支援体制の実現を目指します.....	24

## 第4章 活動計画の推進

1 協働による活動計画の推進 .....	29
2 活動計画の周知・普及 .....	30
3 継続的な活動計画の推進 .....	30

## 関係資料

1 活動計画地域座談会について .....	33
2 活動計画策定経過 .....	51
3 常陸大宮市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 .....	52
4 常陸大宮市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿 .....	53
5 常陸大宮市地域福祉活動計画検討委員会設置要綱 .....	54
6 常陸大宮市地域福祉活動計画検討委員会委員名簿 .....	55
7 常陸大宮市社会福祉協議会概要 .....	56



# 第1章

## 活動計画策定にあたって



# 1 活動計画策定の背景

近年、生活様式や価値観の多様化に伴い、地域における人間関係が希薄化し、相互扶助機能が低下しているといわれています。

また、長引く経済不況の影響などにより、高齢者や障がい者などの生活環境は一層厳しい状況におかれています。青少年や中年層においても、生活不安とストレスが増大し、自殺やホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなどが新たな社会問題となっております。

このような中で、地域における福祉課題を解決するには、公的なサービスや行政の福祉施策だけでは限界があり、地域住民や自発的な意思による社会福祉活動を行うボランティア、NPO法人など民間事業所も含め、相互の連携を明確化し、地域で誰もが安心して生活が送れるような体制づくりが重要です。

平成12年から施行されている社会福祉法の中で、「地域福祉の推進」が基本理念の一つとして掲げられました。市町村社会福祉協議会は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられ、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体であることが法的にも明確にされました。

また、同法で「地域福祉計画」が法定化され、常陸大宮市においても昨年度「常陸大宮市地域福祉計画」が策定され、その中で社会福祉協議会の役割が明記されています。

これらのことを受け、常陸大宮市社会福祉協議会では、地域福祉を推進していくための基盤づくりに向けて、地域とともに具体的な取り組みを行っていくために『常陸大宮市地域福祉活動計画』を策定しました。

## 2 活動計画の基本的な考え方

### (1) 「地域福祉」とは

「地域福祉」とは、自分たちが住む「地域」を主眼にして、年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、すべての人が、自分らしく、安心して生活を送ることができるよう、それぞれが対等な関係のもと、地域における課題や解決策について、一緒に考え、助け合い・支え合っていく関係を築きながら、地域住民・事業所・行政等が協働して取り組む地域づくりです。

### (2) 「地域福祉活動計画」とは

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が呼びかけを行い、地域住民・社会福祉に関する活動を行う人・社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する人が相互に協力して策定する『地域福祉の推進』を目指した民間の活動・行動計画です。

#### <内容>

地域の福祉ニーズや課題の解決を目指し、地域住民や民間団体が行う諸々の福祉活動や、必要な資源の造成・配分活動等を組織だてて行うことを目的として体系的にとりまとめた取り決めです。具体的には以下のとおりになります。

- ① 地域の福祉ニーズや課題を明らかにし、これを解決するために専門機関や、専門職、多様な福祉サービスや福祉活動を行う団体が役割分担を行いながら、住民の創意工夫による自発的な活動や福祉サービス利用者の社会参加を促進するための諸活動
- ② 福祉課題に対する地域住民の理解促進の活動や参加を促進する諸活動
- ③ 住民の様々な福祉ニーズや願いを実現するための『福祉のまちづくり』に向けたソーシャルアクション<sup>※1</sup>機能

---

※1 ソーシャルアクション  
社会福祉運営の改善を目指して、世論を喚起しつつ組織化すること。

### 3 活動計画の位置付け

#### (1) 常陸大宮市地域福祉計画との関係

常陸大宮市では、法に基づく公的福祉サービス等を計画的に提供するために、高齢者や障がい者、児童など福祉分野別に行政計画がつくられています。

地域福祉計画では、これら分野ごとの公的福祉サービスと地域での福祉活動、さらには福祉分野に限らず生活に関連する様々な分野との横の連携を確保しながら、公的福祉サービスだけでは解決できない様々な生活課題をも対象とする総合的な相談支援体制の確立をめざしています。

一方、地域福祉活動計画は、市町村社会福祉協議会を中心に策定する行動計画で、地域福祉を推進するために必要な仕組みや環境をどう整えるかを明らかにするための計画であるといえます。

両者は、地域における生活課題や理念など内容の一部を共有し、相互の計画の実現を支援するという性格を持つなど、連携関係にあります。

\*参考：常陸大宮市 福祉と健康のまち宣言

#### 福祉と健康のまち宣言

わたしたちは、「住みなれたぬくもりのある地域で心身ともに健やかに暮らしたい」と心から願っています。

核家族化、少子化、高齢化が進むなか、子どもから高齢者、障がい者の誰もが安心して暮らしていくためには、人と人とのつながりを大切にし、思いやりの心を持つ地域社会を築いていく必要があります。

本市は、この豊かな自然にめぐまれた地域の中で、市民一人ひとりがお互いを尊重し、ともに助け、支え合い、健康で幸せに暮らせる福祉のまちを目指して、ここに「福祉と健康のまち」を宣言します。

## 【活動計画の位置付けのイメージ】

### 常陸大宮市地域福祉計画

#### 基本理念

健やかで笑顔の暮らしを育みまう

#### 基本目標

市民一人ひとりがお互いを尊重し、ともに助け、支え合い、健康で幸せに暮らせる福祉のまち

#### 具体的施策

・ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進

・ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達

・ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進

連携・協働

### 常陸大宮市地域福祉活動計画

#### 基本理念

健やかで笑顔の暮らしを育みまう

#### 基本目標

市民一人ひとりがお互いを尊重し、ともに助け、支え合い、健康で幸せに暮らせる福祉のまち

#### 活動目標

・ 市民参加・協働による地域福祉の実現を目指します

・ ニーズに即した福祉サービスの実現を目指します

・ 地域に根ざした総合的な支援体制の実現を目指します

## 4 活動計画の期間

計画の期間は、平成 23 年度から平成 26 年度までの 4 年間とし、以後常陸大宮市地域福祉計画と共同します。

## 5 活動計画の策定方法と体制

活動計画は、地域福祉計画との整合性を持ち、かつ、地域の声を重視し福祉及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要があります。

そのため、社会福祉協議会全体での取り組みが不可欠であり、社会福祉協議会内部調整会議を実施し、活動計画原案策定に至るまでの素案の立案・調査・研究及び調整を図っていきます。

また、地域福祉活動計画に住民等の地域福祉の在り方に関する意見を十分に反映させるため、住民座談会を実施します。

### ・常陸大宮市地域福祉活動計画策定委員会

常陸大宮市地域福祉活動計画策定委員会は、社会福祉協議会会長から委嘱された福祉関係者、行政関係者及び有識者など 12 名で組織し、計画の策定について協議・検討を行い、その結果を活動計画案としてまとめ社会福祉協議会会長に報告します。

### ・常陸大宮市地域福祉活動計画検討委員会

多様な生活課題に対応するためには、地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉など各分野との連携や調整が必要であり、福祉施策を推進する側の横断的な対応がより重要です。

そのため、計画策定のための実務組織として、地域福祉関係者など 15 名で常陸大宮市地域福祉活動計画検討委員会を組織し、地域福祉活動計画原案策定に至るまでの素案の立案・調査・研究及び具体的な施策の検討を行います。

## 第2章

### 活動計画の基本構想



# 1 活動計画の基本理念及び基本目標

地域には、障がいのある人や国籍や文化の違う人など、さまざまな人々が暮らしています。

加えて、最近では、少子高齢化や核家族化の進展などに伴い、一人暮らし高齢者の問題や、高齢者・子どもへの虐待など、地域の理解や協力なしには解決できないさまざまな課題があります。

このような課題を解決するためには、身近な地域や市全体の中であらゆる人々のふれあいや支え合いを育むとともに、市民一人ひとりが共通の課題として受け止め、地域のネットワークを活用しながら、地域ぐるみで解決し、すべての人が、住み慣れた地域で、より自分らしく安心して生活できる地域にしていくことが必要です。

当市地域福祉計画は、平成22年度を初年度として策定され、基本理念を『健やかで笑顔の暮らしを育むまち』、基本目標を『市民一人ひとりがお互いを尊重し、ともに助け、支え合い、健康で幸せに暮らせる福祉のまち』と定めています。

当市地域福祉計画と活動計画は、地域福祉の推進を目的として互いに補完・補強しあう関係にあることを踏まえ、活動計画では、「住みなれたぬくもりある地域で心身ともに健やかに暮らしたい」との願いを市民が一体となり実現するために、基本理念及び基本目標を市地域福祉計画と同じく次のとおり定めます。

## 基本理念

健やかで笑顔の暮らしを育むまち

## 基本目標

市民一人ひとりがお互いを尊重し、ともに助け、支え合い、健康で幸せに暮らせる福祉のまち

## 2 活動計画の体系図

### 基本理念

健やかで笑顔の暮らしを育むまち

### 基本目標

市民一人ひとりがお互いを尊重し、ともに助け、支え合い、健康で幸せに暮らせる福祉のまち

### 活動目標

1 市民参加・協働による

地域福祉の実現を目指します

2 ニーズに即した

福祉サービスの実現を目指します

3 地域に根ざした総合的な

支援体制の実現を目指します

## 基本計画

## 実施計画

(1) 住民の地域社会への参加を進めます

① 住民参加の仕組みづくり

② 健康づくり・生きがい活動の場づくり

③ 地域の交流活動及び交流の場の普及促進

(2) 福祉について理解を深める機会を増やします

① 福祉教育・福祉体験の実施

② ボランティア養成講座，講習会等の実施

(1) 相談支援体制を強化します

① 相談窓口の充実及び連携強化

② 理解しやすい情報の提供

(2) ボランティア，NPO，福祉団体等の活動を支援します

① ボランティア，NPOの活動強化及び普及促進

② 地域福祉活動の人材発掘・育成

③ 各種福祉団体活動支援

(3) 人にやさしい福祉のまちづくりを進めます

① 高齢者世帯への生活支援の充実

② 子育て世帯への生活支援の充実

③ 障がい者世帯への生活支援の充実

④ 交通手段の充実

⑤ 災害時支援体制の充実

(1) 福祉関係機関等とのネットワーク構築を進めます

① 地域・福祉関連機関・行政等との連携促進

② 地域ケアシステム推進事業の充実

(2) 地域活動を推進するための基盤を強化します

① 福祉コミュニティづくりの推進

# 第3章

## 実施計画の展開

## 活動目標1 市民参加・協働による地域福祉の実現を目指します

地域福祉を推進していくためには、地域に暮らす住民自身が地域の課題を自分自身の課題として受けとめ、ともに住民同士の話し合いを通して課題解決に導いていくことが大切です。そのためには、話し合いの場をはじめ、様々な活動への住民参加が必要です。様々な活動に参加し多くの人々と出会い情報を得ていくことで、今までわからなかった課題が見えてくるようになり、地域の課題を共有することができ、解決に向けての取り組みにつながります。

また、住民参加を促していくためには、ボランティア活動やサービス利用への抵抗感をなくすとともに、要支援者への理解を促進する必要があります。そのためにも市民の福祉意識を向上させる取り組みを行っていくことが重要です。

### 市民の声（座談会での主な意見から）

- 地域の様々な個人、団体のネットワークづくりが不可欠。
- 昔のような近所のつながりが希薄化している。
- 高齢化の進行により、地域住民が互いに助けあっていく必要がある。
- 生きるのに精一杯で周りに関心がない。特に若い世代。
- 子が地元におらず、先々が心配。
- 緊急時に対応するため、独居者の情報は共有すべき。
- 一人暮らし高齢者の安否確認は、隣が離れているので大変。
- 一日中誰とも話す機会がない人がいる。
- 一人暮らしのゴミ出しが心配。ゴミ屋敷になりかねない。
- 空家が増えてきた。同様に田畑も所有しているので、荒れている。
- 地域のルールを教えてくれる人がいない。
- 一人暮らし高齢者世帯が増え、訪問しても留守で戸締りしてある。安否確認ができない。
- 見守り体制マニュアルを作成してほしい。
- 健康づくりの場が少ない。
- 誰もが気軽に集まれる場所がほしい。小地域でいつでも行ける場所があり、更にそこでシルバーリハビリ体操などを行ったら、健康面にもよいのではないか。
- 社会貢献できる機会が欲しい。
- 何もやることがない人の集まる場所がない。
- 集会所を使って年寄りが集まれるようなものがつくれないか。
- 介護認定基準により、デイサービスは利用できずどこにもいけない人がいる。
- 福祉に関する意識や知識を向上させたい。
- ご近所のたまり場がほしい。
- 地域の交流が少なくなっている。

## 基本計画（１） 住民の地域社会への参加を進めます

### 実施計画

<b>①住民参加の仕組みづくり</b>	<b>主体となる事業</b>
地域における声かけ・安否確認・見守り等のネットワーク活動を促進させるため、効率的な支援体制の確立や団体同士の連携拡大などの推進を図る。	ボランティア市民活動センター事業 地域ケアシステム推進事業
<b>②健康づくり・生きがい活動の場づくり</b>	<b>主体となる事業</b>
子育て中の人、障がいのある人、一人親家庭、一人暮らし高齢者や虚弱高齢者等の閉じこもり防止、介護予防、生きがいづくり等、活動の場を支援する。	ボランティア市民活動センター事業 地域ケアシステム推進事業
<b>③地域交流活動及び交流の場の普及促進</b>	<b>主体となる事業</b>
地域におけるサロンやつどい事業の企画運営に関し協力体制を確立する。また、サロンの新規立ち上げを支援する。	ボランティア市民活動センター事業

## 基本計画（２） 福祉について理解を深める機会を増やします

### 実施計画

<b>①福祉教育・福祉体験の実施</b>	<b>主体となる事業</b>
児童・生徒達が、様々な福祉活動を通じて人格形成を図っていくことができるよう、福祉協力校とボランティア連絡協議会、社会福祉施設相互間の連携強化を図り、児童・生徒達によりよい福祉教育が実施できるよう努める。 また、学校への情報提供、ボランティア活動の支援、連絡会の充実などを通じて支援体制の展開を図る。	ボランティア市民活動センター事業
<b>②ボランティア養成講座、講習会等の実施</b>	<b>主体となる事業</b>
ボランティア養成講座や講習会等を開催し、啓発活動を行う。 また、市民の福祉意識の高揚を図る観点から、福祉学習に必要な機材の貸出を推進していくとともに、新たな機材の整備を図る。	ボランティア市民活動センター事業

<p>地域との協働による活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>声かけ、あいさつ</b> 声かけやあいさつを行い、身近な隣近所でのつながりづくりを行う。</li> <li>■ <b>見守り活動</b> 隣近所による安否確認の声かけや高齢者、障がいのある人、子ども等への見守り活動を地域ぐるみで実施する。</li> <li>■ <b>交流活動</b> 障がいのある人や子ども、高齢者などすべての人々を交えた交流行事を実施する。</li> <li>■ <b>気軽に集まれる場づくり</b> 既存のサロン活動などを充実させ、同じ問題を抱えた同士が集まり、悩みなどを話し合い共有できる機会をつくる。</li> <li>■ <b>イベント・企画への当事者参画</b> 幅広い年齢層の人々が企画・準備段階から参画できるイベント、行事、活動等を実施する。</li> </ul>
<p>実施項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>小地域活動支援</b> 地域における声かけ・安否確認・見守り等のネットワーク活動を展開するために、効率的な支援体制の構築や団体同士の連携拡大などを推進する。また、子育て中の人、障がいのある人、一人親家庭、一人暮らし高齢者や虚弱高齢者等の閉じこもり防止、介護予防、生きがいづくりを促進するために、地域におけるサロンやつどい事業を支援する。</li> <li>■ <b>福祉協力校への支援</b> 学校への福祉教育の支援を通し、児童・生徒の福祉への理解向上に努める。</li> <li>■ <b>ボランティア市民活動センターの機能強化</b> 市民ニーズに応じたボランティアの発掘及びボランティア活動に対する支援をするために、ボランティア市民活動センターの機能強化を図る。</li> <li>■ <b>ボランティア養成講座の充実</b> 福祉やボランティア活動について理解を深め、ボランティア活動に興味を持ってもらうため、ボランティア活動希望者のニーズに即した講座が開催できるよう、関係団体と連携を図り、ボランティア養成講座の内容を充実させる。また、各種ボランティア養成講座に参加しやすいような実施体制を構築する。</li> </ul>
<p>主な連携先</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政・区長・民生委員児童委員・警察署・消防署・各教育関係機関</li> <li>・ボランティア団体・ボランティア連絡協議会・各福祉団体・各福祉施設</li> <li>・地域包括支援センター・在宅介護支援センター</li> <li>・商工会・JA・郵便局・新聞店・宅配業者</li> </ul>

## 活動目標2 ニーズに即した福祉サービスの実現を目指します

高齢化の進展，家族形態の変化により福祉ニーズは多様化，複雑化しています。多様化する福祉ニーズへの対応を図るためには，福祉サービスの質的向上と住民参加型福祉サービス等の新たな福祉サービスの提供が大きな課題となります。現行の福祉サービスや新サービスの効果的・効率的な実施を検討するとともに，地域において高齢者や，子育て中の人，障がいのある人等が安心して暮らせる体制を地域とともに築き上げていくことが必要です。

今後，在宅での福祉サービスや事業のニーズが増すことが予測されますので，地域において支援を必要とする人へのサービスをより充実させていくことが重要です。

### 市民の声（座談会での主な意見から）

- ・福祉サービス（介護サービスなど）の受け方がよくわからない。誰に頼めばいいのか。どのような手順を踏めばいいのか。
- ・困った時に相談する人（場所）がない。相談窓口を明確に。
- ・困っていることがあっても，何をどうすればよいかわからないので，手続きの仕方もわからないことが多く，使い方もわからない。何か一覧みたいのはないのでしょうか。
- ・サービス，制度の周知の仕方に問題がある。様々なサービスや制度を知らない人が多い。
- ・ボランティアグループが少ない。
- ・現在のサロン活動を更に発展させるのも必要。
- ・有償ボランティアの援助会員が少ないのは，待遇にも問題がある。
- ・サロンの参加者は女性が多く，男性の参加者を増やしたい。
- ・食生活改善推進連絡協議会に関して，動ける人が5人くらいなので会の先行きが心配。
- ・団体の会合や行事が大宮地域で開催されることが多く，参加しづらい。
- ・乳児健診の場所が市の中心部で，祖母では連れていけなかったり，上の兄弟をみてもらえる人がいなかったりして健診に行けない。
- ・介護者が緊急のときの障がい者への対応窓口があるといい。
- ・障がい者の就職先が無く，企業との連携が必要。
- ・障がい者支援は一般の人には支援しにくい。
- ・乗合タクシーは時間的制約や台数が少なく使いづらい。
- ・乗合タクシーは不便。目的地が大宮地域のみでは利用しづらい。他町村の利用が多い地域なので考慮して欲しい。
- ・市民バス，福祉タクシー，乗合タクシーを混同している人がいる。
- ・援助会員を増やし，ファミリーサポート事業に力を入れて欲しい。
- ・地域の情報に乏しく，災害時が心配。災害時の支援体制があれば，動きがスムーズにできる。
- ・個人情報制限により民生委員児童委員の中でも情報の共有が出来ない。区長や班長にも情報が得られれば，災害時等の誘導や避難等が手引きできる。
- ・災害時の対応として，防災組織，赤十字組織の体制をきちんと分かりやすくすべき。

## 基本計画（１） 相談支援体制を強化します

### 実施計画

①相談窓口の充実及び連携強化	主体となる事業
住民のニーズに応じて利用しやすい相談体制を確立するとともに、相談内容に応じた適切な対応ができるよう、関係機関との連携・協力体制の強化を図る。	総合相談事業 地域ケアシステム推進事業
②理解しやすい情報の提供	主体となる事業
社会福祉協議会の活動やボランティア活動の周知と普及を図るため、社会福祉協議会だよりの内容の充実を図るとともに、福祉サービスの内容を詳しく説明したパンフレットを作成するなど、工夫した情報提供を行う。	ボランティア市民活動センター事業 介護保険サービス事業 障害福祉サービス事業 地域生活支援事業 障害者就労支援継続事業

## 基本計画（２） ボランティア、NPO、福祉団体等の活動を支援します

### 実施計画

①ボランティア、NPOの活動強化及び普及促進	主体となる事業
ボランティア同士の情報交換・連携構築の場として、個人ボランティアやNPOの参加等、ボランティア連絡協議会への加入対象団体の拡大や機能強化を図る。 また、活動の立ち上げや運営に関して支援する。	ボランティア市民活動センター事業
②地域福祉活動の人材発掘・育成	主体となる事業
「ボランティア活動をしたい」という人と「ボランティアを必要としている人」の双方の希望にあった活動を紹介する。 また、活動についての相談や助言、情報提供等の支援活動を行うボランティアコーディネーターの育成と質的向上を図る。	ボランティア市民活動センター事業
③各種福祉団体活動支援	主体となる事業
高齢者クラブ・遺族会・ボランティア連絡協議会・身体障害者福祉会・母子寡婦福祉会・手をつなぐ育成会等の各団体運営を支援する。	各福祉団体支援事業

**基本計画（3）****人にやさしい福祉のまちづくりを進めます****実施計画**

①高齢者世帯への生活支援の充実	主体となる事業
<p>ファミリーサポートの家事援助（部屋の掃除，衣類の洗濯，食事の準備や後片付け等）・移送（病院等への送迎，外出援助，買い物）を円滑に運営するために，課題解決策を検討し，推進する。</p> <p>また，高齢者等配食サービス事業・居宅介護支援・訪問介護・訪問入浴介護事業・日常生活自立支援事業等のサービス向上に努める。</p>	ファミリーサポート事業 介護保険サービス事業 高齢者等配食サービス事業 日常生活自立支援事業
②子育て世帯への生活支援の充実	主体となる事業
<p>ファミリーサポートの育児援助（市内の保育所，幼稚園，小学校への送迎，子供の預かり等）を円滑に運営するために，課題解決策を検討し改善する。</p>	ファミリーサポート事業
③障がい者世帯への生活支援の充実	主体となる事業
<p>障害福祉サービス事業，障害者就労継続支援事業，日常生活自立支援事業など障がい者本人のニーズにそったサービス向上に努める。</p> <p>また，障がい者への支援技術及び知識の向上に努める。</p>	障害福祉サービス事業 地域生活支援事業 障害者就労支援継続事業 日常生活自立支援事業
④交通手段の充実	主体となる事業
<p>乗合タクシー事業を含めた市内の公共交通手段に対して，連携調整するとともに，課題解決策を検討し，利用しやすい交通機関の充実に努める。</p>	乗合タクシー管理運営事業
⑤災害時支援体制の充実	主体となる事業
<p>災害発生時に迅速な対応ができるよう，行政や地域を含めた関係機関と連携し，緊急時行動指針などの整備を図る。</p> <p>特に，高齢者や障がい者等に対する災害時の避難体制を確立し強化する。</p>	ボランティア市民活動センター事業 地域ケアシステム推進事業

<p>地域との協働による活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>移動手手段の確保</b> 生活の基本である「移動」が自由に行えるよう、NPOやボランティア団体、民間事業者等と協力し、利用しやすい移動手手段の確保を図る。</li> <li>■ <b>地域住民主導の活動づくり</b> 地域のなかで不足しているサービスや生活上の課題を解決するために行われる地域住民主導の活動を推進する。</li> <li>■ <b>災害時支援体制づくり</b> 住民同士のつながりを生かした、協働による災害時の救援体制や防犯体制を確立する。</li> </ul>
<p>実施項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>総合相談事業</b> 一般相談、介護相談、障がい者相談支援等、社会福祉協議会が実施している相談事業と、市や地域包括支援センター等が実施している相談事業に関して、連携し、わかりやすい相談体制を確立する。</li> <li>■ <b>広報誌の作成</b> 地域や福祉団体の活動状況のほか、住民にとって必要かつ適切な情報を伝える広報誌の作成に取り組む。</li> <li>■ <b>ボランティア連絡協議会への支援</b> ボランティア団体同士の交流・研修活動を通して情報交換や技術の向上、連携体制の構築が図れるよう、ボランティア連絡協議会の活動を支援する。</li> <li>■ <b>各福祉団体支援事業</b> 各福祉団体の特性や持ち味を生かせるよう、組織の育成及び活動支援を行う。</li> <li>■ <b>乗合タクシー管理運営事業</b> 市民のニーズに応じた運行をするため、管理運営の機能強化に向けて取り組みを進める。</li> <li>■ <b>ファミリーサポートセンター事業</b> 地域における支援をより活発化させるために、会員確保に向けて事業内容についての広報や説明会等の内容を充実させる。また、援助会員の質のさらなる向上に向けて、講習会を実施するとともに、利用者と援助会員とのマッチングをスムーズに行えるよう、体制の整備とスタッフの育成を進める。</li> <li>■ <b>介護保険サービス事業・障害福祉サービス事業・地域生活支援事業</b> 市民のニーズを把握し、居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴を中心に、介護保険法及び障害者自立支援法に基づく在宅支援サービスを提供する。</li> <li>■ <b>日常生活自立支援事業</b> 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人の権利を擁護し、自立した地域生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の支援を行う。</li> <li>■ <b>障害者就労継続支援事業</b> 就労が困難な障がい者に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。また、企業やハローワーク等と連携し、障がい者の就職先の開拓を進める。</li> </ul>
<p>主な連携先</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政・区長・民生委員児童委員・消防署・消防団・市内各交通事業者</li> <li>・各福祉団体・各福祉施設・NPO・地域包括支援センター・在宅介護支援センター</li> </ul>

## 活動目標3 地域に根ざした総合的な支援体制の実現を目指します

隣近所同士の繋がりが希薄化し、地域における福祉課題が見過ごされがちになりつつあります。地域における生活課題をいち早く把握し、具体的な支援を考えていくシステムづくりを、地域を基盤として進めていくことが必要です。

支援を必要とした時に、身近な地域で適切な支援やサービスが受けられるように身近な隣近所同士とのつながりを築くとともに、住民同士の相互援助機能を強化することが必要です。

そのためには、住民組織をはじめ、福祉関連機関、行政等多様な主体によるネットワークを構築し、身近な地域で相談や支援が行える体制づくりが重要です。

また、社会福祉協議会においては、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として地域福祉推進の中心的な役割を果たすことが求められますので、さらなる機能強化が重要です。

### 市民の声（座談会での主な意見から）

- 地域の保健福祉拠点がない。
- 区や班に属していない人は特に情報が入らないし、伝えられない。
- 様々な制度が変わった時の周知の仕方に問題があるのではないか。
- 民生委員児童委員連絡協議会と社会福祉協議会は今以上に連携すべき。
- 行政や社会福祉協議会の協力願いの際には、わかりやすい説明とわかりやすい文章で。
- 独居生活になった時、疾病時に助けてもらえるシステムが確立されると助かる。
- 近所付き合いは出来ているが、一人暮らしの方などが元気かどうか、誰がみてもわかるような体制作りがあるとよい。
- 受けられる介護を受けていない人がいる。理由は、はずかしいとか制度を理解できていないこと。
- 子育て中の母親のメンタルケアも大切。
- 他人との接触を拒む人に対して、孤立しないような対策が必要。
- 一部の地域で5軒ある中でみな80歳すぎの独居で、具合が悪くなったときに助けを求められない。
- 認知症者の見守り体制が欲しい。
- 狭い道に木（個人宅）が伸びており、危険。
- ゴミの分別をしない人がおり、注意してもなおらない。
- 猫をすてる人がいて、善意で捨て猫を育てているが、去勢代などを補助してほしい。
- 地域ケアシステム推進事業で行っていた区単位の活動を復活して欲しい。
- 合併前は、見回り隊があり、一人暮らしの人をフォローしていた。
- 社会福祉協議会の事業をもっと宣伝してほしい。
- 地域の公民館・集会所・あるいは廃校となった校舎等を活用して高齢者のサロン等の事業を実施してほしい。
- 今回の活動計画の座談会とはまた別に、小地域ごとの座談会を継続して実施してほしい。

## 基本計画（１） 福祉関係機関等とのネットワーク構築を進めます

### 実施計画

①地域・福祉関連機関・行政等との連携促進	主体となる事業
情報収集・発信機能を強化し、地域・福祉関連機関・行政等、お互いの連携を通して福祉課題を把握する体制づくりを構築する。	総合相談事業 地域ケアシステム推進事業
②地域ケアシステム推進事業の充実	主体となる事業
在宅の高齢者や障がい者等に対して、地域社会全体で取り組む総合的なケアシステムの構築を進め、誰もが安心して暮らせる地域支援体制を推進する。	地域ケアシステム推進事業

## 基本計画（２） 地域活動を推進するための基盤を強化します

### 実施計画

①福祉コミュニティづくりの推進	主体となる事業
地域の住民自身が自発的に参加できる場をつくり、さらに地域の様々な団体や機関との協力体制を構築していけるよう支援する。 また、地域の福祉活動を推進するための環境整備を図っていく役割を担い、福祉コミュニティの中心となる社会福祉協議会支部への支援を強化する。 なお、社会福祉協議会支部がない地域については、住民や関係機関の意見を反映しながら、設立の支援をし、地域活動の基盤を確立する。 社会福祉協議会としても、行政、各種福祉団体及び各機関との連携・協働体制を強化し、地域福祉推進に向けての基盤を整備する。	社会福祉協議会支部運営・強化支援事業

<p>地域との協働による活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>自立支援のシステムづくり</b> 地域住民や様々なサービス提供事業者と連携した支援を必要とする人々への自立支援のシステムづくりを行う。</li> <li>■ <b>情報把握活動</b> 民生委員児童委員の訪問活動や地域住民の活動である声かけ・見守り活動等を連携させて、助けを必要としている人への相談活動や福祉課題の把握、支援を必要とする人々の情報把握を行う。</li> </ul>
<p>実施項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>地域ケアセンター推進事業</b> 要支援者の声を漏らさない体制を、市や民生委員児童委員等と連携し推進を図る。また、事業の啓発活動と共に、地域福祉資源のネットワーク化を推進する。</li> <li>■ <b>社会福祉協議会事務局の強化</b> 福祉ニーズにあった地域福祉を推進するために、社会福祉協議会の経営のビジョンや目標を明確にして、その実現に向けた事業、組織、財政などに関する具体的な取組みを検討し、実践する。</li> </ul>
<p>主な連携先</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 行政・区長・民生委員児童委員・警察署・消防署・各教育関係機関・医療機関</li> <li>• 各福祉団体・各福祉施設・NPO・ボランティア団体・ボランティア連絡協議会</li> <li>• 地域包括支援センター・在宅介護支援センター</li> <li>• JA・商工会・シルバー人材センター・郵便局・新聞店・宅配業者</li> </ul>

## 第4章

### 活動計画の推進

# 1 協働による活動計画の推進

自分たちの住む地域を、支え合い、助け合いのできる理想の地域に近づけていくためには、行政や社会福祉協議会だけの取り組みでは不十分であり、市民との協働が不可欠です。この計画を進めていくにあたっては、地域福祉を担う機関及び組織それぞれが、相互に連携を図り、役割を果たしながら計画を進めていくことが重要です。

## (1) 市民、地域活動団体等の役割

市民、地域活動団体等は、地域や福祉に対する関心を持ち、地域の中にある生活課題を発見・共有するとともに、地域の中で連携しながら解決していく行動が求められています。また、そのためには日頃から地域の人達が、あいさつや声かけを通じて交流を深め、顔見知りの関係を築いていくことが重要です。

## (2) 福祉サービス事業者の役割

福祉サービス事業者は、サービスの質の確保、事業内容の情報公開や利用者の生活の質の向上に取り組むことが求められています。また、施設は、利用者とボランティアなどが交流し合う場として期待されることから、地域福祉の拠点としても重要となります。

## (3) 市の役割

行政は、市民や地域活動団体等の自主的な活動を促し、地域福祉力の向上を図るとともに、福祉施策の総合的な推進の役割を担っています。また、地域における各種活動団体の相互連携及び団体間の交流や、参加意向のある市民と団体の調整を図るなど、地域における福祉活動の推進を行います。

## (4) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、自ら福祉サービスを提供するなどの活動に取り組んでいますが、地域福祉推進の中心的な存在として、市民と地域活動団体、福祉サービス事業者、行政とのコーディネート役としての機能も求められます。

市社会福祉協議会は、地域密着の立場で、総合的な相談事業、ボランティア活動の推進、福祉意識の啓発、人材育成、地域のネットワーク強化、地域の実情・市民の要望に応じた福祉サービスの提供や支援を行い、さらには、地域の福祉の組織づくりを推進していきます。また、市福祉計画と活動計画を互いに補完、補強しあいながら、ともに地域福祉の推進を目指します。

## 2 活動計画の周知・普及

地域福祉を推進する上で、活動計画のめざす地域福祉の方向性や取り組みについて、市民、地域活動団体、ボランティア、NPO、福祉サービス事業者、市、社会福祉協議会などの活動計画に関係するすべての人が共通の理解を持つことが大切です。

そのために、「社会福祉協議会だより」などを通じて、活動計画を広く市民に周知するとともに、市民が地域福祉の考え方や活動計画の内容を把握・理解したうえで、地域の福祉活動を推進できるよう、市社会福祉協議会が中心となり関係機関との連携を図り、活動計画の普及に努めます。

## 3 継続的な活動計画の推進

活動計画では、「市民参加・協働による地域福祉の実現を目指します」、「ニーズに即した福祉サービスの実現を目指します」、「地域に根ざした総合的な支援体制の実現を目指します」の3つの活動目標を掲げました。

市民を主役として、行政その他関係団体、社会福祉協議会が協力しながら、地域福祉の推進に向け、各事業を行いつつ、見直し・調整を加えながら、継続して計画を推進します。

關係資料

# 1 活動計画地域座談会について

## 大宮地域座談会



### 《実施日》

平成22年11月30日

### 《参加人数》

33人

### 《グループ区分》

地区社協8支部が、6グループに分かれ実施

## 大宮地域の主な現況及び課題・要望

<p>高齢者支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 介護者である子が入院し、緊急1～3日間の対応について困った。…介護に関して「すぐ対応課」的な窓口があればよい。</li> <li>• 高齢化率が40%を越している。後とりはいるが年寄りばかり。</li> <li>• 50歳、60歳になって結婚してない人がいる。こういう人達が老後になった時に安心して暮らせるような町にしてもらいたい。物が豊かになった分大事なものが無くなってきている。</li> <li>• 近くに店がないので、老人の買い物の手助けが必要ではないか。</li> <li>• 集会所を使って年寄りが集まれるようなものがつくれないか。</li> <li>• 認知症の対応が出来ていればいいのではないか。</li> <li>• 一人暮らしの家などには、近隣が気をつけてくれて、回覧板の周りが遅いとかで、安否の確認をしている。</li> <li>• 集まる場所に洋式トイレが無いところが多く、行けないという人もいる</li> <li>• 高齢化の進行により、地域住民が互いに助けあっていく必要がある。現在のサロン活動を更に発展させるのも必要。</li> <li>• 緊急時に対応するため、一人暮らし者の情報は共有すべき。</li> <li>• 認知症者の見守り体制が欲しい。</li> <li>• 一人暮らし高齢者世帯が増え、訪問しても留守で戸締りがしてある。安否確認ができない。見守り体制マニュアルを作成してほしい。</li> </ul>
<p>子育て支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 児童虐待やいじめの問題について。児童相談所が介入しても、学校が把握していても事件になってしまうという現実がある。「防波堤」となるものがあれば・・・市独自の地域での体制づくり。</li> <li>• 世帯が班に入っていないことによる情報不足のためサービスを受けられなかったり、地域の運動会に誘われても区費を納めていないことによる遠慮から、親が参加させないということもある。</li> <li>• 子どもが少なくなっているのもあるが、外で遊ぶ姿を見かけない。</li> <li>• 夏休み時、プールまでの巡回バスが欲しい。</li> <li>• 年が違う子供と遊ぶ機会が無い。</li> <li>• 友達になっても、家が遠く行けない。</li> </ul>
<p>障がい者支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市内に入所施設が少ない。障がい者の介護者である親が高齢になると現実問題として施設という選択肢しかない。(遠方の施設では会いに行くこともままならない) サービスの種類量にも問題。</li> <li>• 介護者が緊急のときの障がい者への対応窓口。</li> <li>• 障害者区分がわからない。</li> <li>• 障がい者の情報が無い</li> <li>• 災害時の支援体制があれば、動きがスムーズにできる。</li> </ul>

生活環境

- 組合に入っていないのにごみを出すといった行動がトラブルになっている。他の地域の集積所に運んで行くといったケースが見られる。
- 市民バスの、乗降場所・時間・コース(大通りだけなので、細かく回ってくれない)が使い勝手が悪いので見直してほしい。
- 乗合タクシーは、予約やチケット購入等一人暮らし高齢者には難しいし、時間が使いにくい。市民バスを充実してほしい。
- 乗合タクシーは断られることがあるので、もう少し便利になるとよい。
- 福祉タクシーは助かっている。
- 市民バス等を、土日も運行してくれるとよい。
- 大宮は平成17、18年に自主防災組織を作れといっているが組織を機能させる上で問題がある。個人情報の問題があって情報が入ってこない。災害のときには、隣近所の人が見えないため助けられないし、助け合いの組織が作れてない。区では班長が現場の指揮を取るため自主防災組織が機能するような体制を作ってもらいたい。
- 車椅子のためのバリアフリーがまだまだ当市は遅れているのではないかと感じる。
- コンビニで買い物をして、飲みかすや食べかすをわざわざ捨てて行く子供がいる。こういうことでは、将来が不安である。
- 間違えてゴミを出した人をだれも注意しないし、言ってあげることもしない。ペットボトルの袋は名前が書いてあるが、1ヶ月も置いてある。コミュニケーションができていないのかなと思う。簡単に言える地域づくりができないだろうか。
- ゴミ出しの区分の方法がわからない人もいる。
- ゴミ出しは、各地域とも副区長がやっているし、健康づくりは、健康づくりの組織でやっているのだから、この計画に盛り込むのはおかしいのではないかと感じる。
- 一人暮らしであるということを知ると、犯罪につながってしまう恐れがある。
- 生活道路が狭いところがある。せめて車の出入りがスムーズに出来るくらいの道がほしい。救急車がきても入れなくては困る。
- 空き屋が多くなってきている。草などもそのままになっていて、火災など起きたら大変である。
- 助け合おうという気持ちは薄れてきている。
- 災害時の支援(連絡等)体制づくりを始めた(大賀地区)→消防団と連携して一人暮らし高齢者等。
- 利用者の少ない市民バス運行について検討し、デマンド・福祉タクシー等へ予算を回してそちらをもっと充実したサービスにしてはどうか。
- 地域に駐在所がなくなり、治安の低下を感じている。  
→ 地域ごとの見守り組織が必要

<p>地域交流</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 班に入らない世帯は、回覧板が回らないので情報を知らない。</li> <li>• 挨拶がなく、どういう世帯が住んでいるのか把握が難しい。</li> <li>• 半数以上が借家やアパートの住民で班に属さず地域活動に支障がある。</li> <li>• 限界集落では、地域の把握はできて、協力もできている(協力せざるを得ない)。お店がなく、訪問スーパーなどに頼っている状況。買い物の問題は大きい。・・・他の地域で「買い物ボランティア」というのを見た。必要な地域で、できないものか。</li> <li>• 高齢者等は月1回のサロンとか、介護予防とかに出かけるだけになっている。もう少し地域がまとまって、もりあげないといけないのでは。</li> <li>• 団地に引越した住民に対し、約15年前から地元から盆踊り等のイベントに声をかけ、今では互いの顔・名前がわかるようになり円滑な関係になっている。</li> <li>• 区に入らない人が増えている。情報が伝わらない。自分勝手な人が多い。</li> <li>• 地域のサロン活動は良くやっている。</li> <li>• サロンの参加者は女性が多く、男性の参加者を増やしたい。</li> <li>• 区に属さない人の情報が無く、行事があっても誘えない。</li> <li>• 健康作りの場が少ない。高齢者センター等を小地域ごとに設置し、高齢者等の集える場所の確保をしたらどうか。</li> </ul>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 民生委員児童委員の負担に関して、母子家庭に男性の訪問はしにくい。</li> <li>• 把握することのむずかしさ、個人情報保護の問題もあり、例えば敬老祝い金の配付にも訪ねて渡すまで大変で負担。国勢調査の時も回収が難しく負担が大きかった。</li> <li>• プライバシーの保護ばかり言っていると、困ることが多くなるのではないのでしょうか。災害が起きても助けられない人が出てくるのでは。</li> <li>• 地域の様々な個人、団体のネットワークづくりが不可欠。</li> <li>• 住民の声を聞く機会を増やして欲しい。</li> <li>• 福祉の情報を共有したい、福祉資源の情報が欲しい。</li> <li>• 困った時の相談窓口を明確に。</li> <li>• 地域の公民館・集会所・あるいは廃校となった校舎等を活用して高齢者のサロン等の事業を実施してほしい。</li> <li>• 小地域ごとの座談会を継続して実施してほしい。</li> <li>• 個人情報保護法により行政等からの情報提供が得られず、活動が困難である。もっと協力を頂けないか。</li> <li>• 行政特有の縦割りではなく、福祉の窓口を1本にして住民からの相談対応してほしい。</li> </ul>

## 山方地域座談会



### 《実施日》

平成22年11月12日

### 《参加人数》

27人

### 《グループ区分》

1グループ：山方第1・山方第2・山方第3・西野内

2グループ：野上第1・野上第2・山方照田・長田・長沢

3グループ：舟生・盛金・久隆・家和楽

4グループ：諸沢西・諸沢東・小貫・照山

## 山方地域の主な現況及び課題・要望

<p>高齢者支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者には、ゴミ捨て場が遠い。</li> <li>・一人暮らしのゴミ出しが心配。ゴミ屋敷になりかねない。</li> <li>・介護や福祉のサービスをわかり易く教えてほしい。</li> <li>・地域の情報に乏しく、災害時が心配。</li> <li>・一人暮らしの高齢者が、施設入所や亡くなられたりすると、家を守る人がいなくなり、空家が増えてきた。同様に田畑も所有しているので、荒れている。近隣の人がたまには草刈などするが、大変である。</li> <li>・食生活については、配食サービスやコープの配達をうまく利用している。</li> <li>・高齢者クラブの人が出向いて行って、子どもたちに遊び等を教えている。</li> <li>・一人暮らし高齢者:話し相手が少ない。</li> <li>・年2回、高齢者クラブ会員に映写会実施。</li> <li>・買い物やイベント参加時の足の確保が必要。</li> <li>・他人との接触を拒む人に対して、孤立しないような対策が必要。</li> <li>・高齢化していて、一部の地域で5軒ある中でみな80歳すぎの一人暮らしで、具合が悪くなったときに助けを求められない。</li> <li>・隣りが100メートルも離れていて、集落の付き合いもできなくなってきていて、回覧板も回せなくなっている。</li> <li>・年寄りになると地形山から出るということになり、自転車では、行きか帰りのどちらかが上り坂になるので、車でないと出歩けない。</li> <li>・認知症の人が車の運転をしているが、道路の真ん中で車を止めて話をしていたり、赤信号で走ってしまうので危ない。</li> </ul>
<p>子育て支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児健診の場所が市の中心部で、祖母では連れていけなかったり、上の兄弟をみてもらえる人がいなかったりして健診に行けない。</li> <li>・合併前は、健診時にボランティアなどが協力し、母親の相談にのっていたりもした。</li> <li>・子供を安全に遊ばせるのに、公園の整備が必要。</li> <li>・体験保育制度などの情報が広まっていない。</li> <li>・子どもが少ないのと、家と家とが遠いので、外で遊ぶ子を見かけない。</li> <li>・家を継ぐものがいなくなっており、子育てをできる地域で無くなっている。地域に2人しか小学生がいらない。</li> <li>・運動会では子供のいる家庭が近所の年寄りを連れて行くことになっており、1人の子供に何人ものおばあちゃんが出てしまう。</li> </ul>
<p>生活環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・困った時に相談する人（場所）がない。</li> <li>・乗合タクシーは3人しか乗れず使いづらい。</li> <li>・狭い道に木（個人宅）が伸びており、危険。</li> <li>・有償ボランティアの援助会員が少ないのは、待遇にも問題がある。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 福祉制度をあてにし過ぎ、自分の労力を惜しむ人も多い。</li> <li>• 不法投棄が目立つ。地元の人ではない。</li> <li>• 何か行事があるときや、買い物等、運転が出来る人が声を掛け合っ て乗せていくので、不便はあまり感じない。</li> <li>• 週末に奉仕作業が増えているが、出てくる人は決まってきたいる。</li> <li>• 野上駅周辺はお店もあるので心配はない。</li> <li>• 公民館に本を置いて、図書館のようになっているが、管理の関係でいつ も閉まっているから、利用する人がいない。</li> <li>• 個人情報保護法が情報共有を邪魔している。</li> <li>• 地区全戸に「元気旗」設置している。</li> <li>• 草刈りが大変（地区内の有志が、安価で高齢者等の所有地の草刈りを請 負う企画を検討中）。</li> <li>• 市民バス・福祉タクシー・乗合タクシーを混同している人がいる。</li> <li>• 乗合タクシーは利用しにくい（目的時間に到着できない）。</li> <li>• 市民バスは、毎日1回でなく週何回かでいいので1日の運行回数を増 やしてもらいたい。</li> </ul>
地域交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 区や班に属していない人は特に情報が入らないし、伝えられない。</li> <li>• ご近所のたまり場がほしい。</li> <li>• 昔のような近所つながりが希薄化している。</li> <li>• 地域の交流が少なくなってきたいる。</li> <li>• 地元のおまつりなども途切れずに行っているからうまくいっている。</li> <li>• 住宅が増えてきているが、地元の人と道路の清掃等行って、うまく いっている。</li> <li>• 昼間でも鍵をかけているので何かあっても入っていけない。</li> <li>• クロッキーは年寄だけの競技なので、若い人と一緒にできるものがある と良い。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 合併前の保健センター建設の話がうやむやになり、地域の保健福祉拠 点がない。</li> <li>• 民生委員児童委員活動において、市から情報をもらえないので困る。</li> <li>• 団体の会合や行事が大宮地域で開催されることが多く、参加しづらい。</li> <li>• 食生活改善推進連絡協議会に関して動ける人が5人くらいなので、食生 活改善推進連絡協議会の先行きが心配。</li> </ul>

## 美和地域座談会



### 《実施日》

平成22年11月18日

### 《参加人数》

29人

### 《グループ区分》

1グループ：下檜沢第1・氷之沢

2グループ：下檜沢第2・上檜沢

3グループ：高部第1・高部第2

4グループ：小田野・鷺子

## 美和地域の主な現況及び課題・要望

<p>高齢者支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人暮らし高齢者の安否確認。隣が離れているので大変。光ファイバー・センサーを使った安否確認を。(提案)。</li> <li>・月に数回、買物ツアーバスがあるとよい。</li> <li>・高齢者クラブの廃止などもあり、家にこもってしまうお年寄り達がいるのではないか。</li> <li>・困った時に、どこに相談に行ったらよいのかわからない。</li> <li>・介護保険についても、自分はまだ大丈夫等と言い内容などについても理解していない人が多い。</li> <li>・一人暮らし老人が増えている。民生委員児童委員はよくやってくれている。区長にも情報が伝わるとういと思う。</li> <li>・昔からの住民が多いので、近隣とのつながりはうまくいっている。</li> <li>・住まなくなった家が増えている。家の周りはたまに子どもたちが来てきれいにしているが、田畑は荒れてしまっている。</li> <li>・徘徊者に対する対応なども何か必要ではないか。</li> <li>・個人情報の制限により一人暮らし老人等の情報が得られない。情報が得られれば、困難時の対応等速やかに行なえる。</li> </ul>
<p>子育て支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供は、ほとんどいない。</li> <li>・学童保育の場がない(親が正社員で働いていても、パートになる人も多い)。</li> <li>・以前は子供の服に名前がついており、何かあってもすぐに対応できたが、今はすぐに名前が呼べず対応が難しい。</li> <li>・小学生の子どもたちはバス通学なのであまり見かけないが、中学生は自転車で行き会つとよく挨拶してくれて気持ちがよい。</li> <li>・家庭内暴力や虐待がこの地域であるのかどうかかわからないが、あるのであれば、どのような対策がとられているのかも、区長や民生委員児童委員くらいはわかっているといいのではないか。</li> <li>・通学場所により自転車登校のため危険性がある。</li> <li>・乳幼児の虐待とみられるような事例があり、対応に苦慮した。</li> </ul>
<p>障がい者支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意志疎通が難しい障がい者への支援に困っている。</li> </ul>
<p>生活環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家が増えている。</li> <li>・救急車が到着するのが遅い。</li> <li>・悪質な訪問販売に騙されそうになった高齢者がいる。</li> <li>・耕作放棄地の除草を何とかしてほしい。</li> <li>・地元の床屋さんは送迎をしてくれるので、助かっている。</li> <li>・ゴミ分別が出来ない人がいる。氏名も書かないので、収集車は持って行かない。※地域によっては氏名を書かなくても持って行くようだが、市</li> </ul>

	<p>内全てが統一したシステムでなければ不公平。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 物売りなどの、見かけない車が、近所などに止まっていたら、近くの人達はそこに行って声かけを行っている。</li> <li>• 地元勤める場がなく、若い人達が地元に残らず家を離れてしまう人が多い。</li> <li>• 個人情報の制限により民生委員児童委員の中でも情報の共有が出来ない。区長や班長にも情報が得られれば、災害時等の誘導や避難等が手引きできる。</li> <li>• 市民バスの運転手の中には、停留所で降ろす人と、家の近くで降ろしてくれる人がいる。</li> <li>• バス等については今のところ不便さはない。</li> <li>• 福祉タクシーはどこへでも行けるので、もう少し活用すると思う。</li> <li>• 災害等が発生した場合、個人情報等の縛りがあり、市からの情報が得られないので活動しにくい。</li> <li>• 乗合タクシーに関しては、浸透してきたし便利である。</li> <li>• 災害時の対応として、防災組織、赤十字組織の体制をきちんと分かりやすくすべき。</li> <li>• 近所に店がないので買物が不便(食料品は、行商等が来るので多少は利用出来るが、衣料品は買えない)。</li> <li>• 回覧が回るのが遅いので、回って来た頃には、事業(行事)が終わっていることも多い。</li> </ul>
地域交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 若い人は、あまり世代間の交流をしたがらないような感じがする。</li> <li>• 地域が7ヶ所あるが、年に2～3回の交流があり、県内・県外の視察研修などがあるが、若い人達が交流に参加してこない。</li> <li>• 地域の横の連携が保たれている。また、地元駐在所との連携も得られている。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 需要はあるが、供給が少ない(ファミリーサポート援助会員)。</li> <li>• 在宅にいる方で困っている人達(認知症など含む)を地域の連携をとりサポートしていく事が必要ではないか。</li> <li>• 地区座談会開催について、今後もこのような情報交換ができるような会合を設けてほしい。</li> </ul>

## 緒川地域座談会



### 《実施日》

平成22年10月26日

### 《参加人数》

26人

### 《グループ区分》

1グループ：下小瀬・国長・下郷

2グループ：宿・本郷・川西

3グループ：大岩・小舟・油河内

4グループ：小松・吉丸・入本郷・千田

## 緒川地域の主な現況及び課題・要望

<p>高齢者支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 行政サービス（介護サービス）の受け方がよく解らない。誰に頼めばいいのか。どのような手順を踏めばいいのか。</li> <li>• 近くに病人がいても立ち入れない</li> <li>• ボランティアグループが少ない。</li> <li>• 子が地元におらず、先々が心配。</li> <li>• どこに相談して良いかわからない。</li> <li>• 配食を希望しない（配達時間にいられないから）。</li> <li>• 配食を受ける側からの要望が多いのは、回数を月2回から4回（週1回）くらいにしてもらえたらうれしい。</li> <li>• 配食ボランティアをもっと利用してほしい。</li> <li>• 一人暮らしの方の対応として、何かあったときの対応方法がわからない。回覧板をまわすときなどに、安否確認等ができるような体制があればいいと思う。</li> <li>• 家族がお年寄りの面倒を見ている家庭に対し、行政からは何もないのか。</li> <li>• 公的なところにスロープが欲しい。</li> <li>• 一人暮らし高齢者の介護・高齢者情報の共有。</li> <li>• 回覧板を隣にまわせない（隣までとおく高齢者にはきつい）。</li> </ul>
<p>子育て支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子供が少ない。・子供の声がきこえなくなった。</li> <li>• 外で遊ばず、友達の家でゲームしている。</li> <li>• 親が友達の家まで車で送り迎えしている。</li> </ul>
<p>障がい者支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 夜間目立たない服装で頻繁に歩いている方がいる。最近は暗くなるのが早いので、夕方・夜は蛍光のタスキをつけてもらうことはできないか。</li> <li>• 自転車で移動している人がいるが、危なく心配。</li> <li>• 一般の人には支援が難しい。</li> <li>• 困っていることがあっても、何をどうすればよいかわからないので、手続きの仕方もわからないことが多く、使い方もわからない。何か一覧みたいのはないのでしょうか。（例 目が不自由になったが、障害者手帳のもらい方がわからなかった。もう少し早く申請できた）。</li> <li>• 自分で記入できない障がい者は保険にも入れない。</li> <li>• 弱い立場の人が被害をこうむらないようにしてほしい。</li> </ul>
<p>生活環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 犬の放し飼いをしている家がある。おそらく注射などもしていないと思われる。ウォーキングや散歩をする方から迷惑がられている。</li> <li>• 近所にお店がなくなり不便である。</li> <li>• 乗合タクシー、ファミリーサポート等の登録が面倒で登録しない人が見受けられる。登録していないため、いざ利用したいときに利用できない。</li> <li>• 乗合タクシーは予約制だが、高齢者等は今すぐに利用したいという人が</li> </ul>

	<p>多いのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 乗合タクシーは利用しづらい。乗り換えないと大宮以外に行けない。福祉タクシーのほうが良い。</li> <li>• 乗合タクシーを利用した方は、とても便利だといっている。今は一日4便しかないなので、もう少し利用できる便を増やしてほしい。市民バスや福祉タクシーなどたくさん走っているが、よいものを残して、使いやすいようにしてほしい。</li> <li>• 車のスピードが早く危ない。</li> <li>• 車がないと生活できない。</li> <li>• 健康づくりの場が少ない。</li> <li>• ゴミの分別をしない人がおり、注意してもなおらない。</li> <li>• 捨て猫を善意で育てているが、去勢代などを補助してほしい。</li> </ul>
地域交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 近所どうしのコミュニケーションが少ない。</li> <li>• 情が薄れた。</li> <li>• 交流行事が減った（婦人会・子ども会）。</li> <li>• 昔は納税組合があり、廻り番で役を受けたりしていたので、近所付き合いもあったが、いまは隣の人と話をするなどというのも少なくなっている。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 様々な制度が変わった時の周知の仕方に問題があるのではないか。</li> <li>• サービス、制度の周知の仕方に問題がある。様々なサービスや制度をしらない人が多く存在するだろう。</li> <li>• 様々なサービスの手続き、使い方がわかりにくい。</li> <li>• 施設に専門職が少なく、利用しづらい。</li> <li>• 保健師が少なく、地域を回りきれていないのではないか。</li> <li>• 困った時の相談窓口を明確に。</li> <li>• 近辺で車上荒らしがあった。</li> </ul>

## 御前山地域座談会



### 《実施日》

平成22年11月2日

### 《参加人数》

20人

### 《グループ区分》

1グループ：野口第1・第2・第3・野口平・門井

2グループ：下伊勢畑・上伊勢畑・檜山

3グループ：長倉・野田・秋田・中居・金井

## 御前山地域の主な現況及び課題・要望

<p>高齢者支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 高齢者夫婦の生活でいずれか一方が亡くなった時，疾病時に助けてもらえるシステムが確立されると助かる。</li> <li>• 子が親をみれない。施設に入れてしまう。</li> <li>• 何もやることがない人の集まる場所がない。</li> <li>• 社会貢献できる機会が欲しい。</li> <li>• 介護認定基準により，デイサービスは利用できずどこにもいけない人がいる。</li> <li>• 一日中誰とも話す機会がない人がいる。</li> <li>• 受けられる介護を受けていない人がいる。理由は，はずかしいとか制度を理解できていないこと。</li> <li>• 一人暮らし高齢者の方で話好きな人は来訪者を待っている。</li> <li>• 配食サービスを受けている方たちの要望として，今，月2回行っているが，週1回位受けられたらうれしい。</li> <li>• 誰もが気軽に集まれる場所がほしい。小地域でいつでも行けるところがあり，更にそこでシルバーリハビリ体操などを行ったら，健康面にもよいのではないか。</li> <li>• 近所付き合いは出来ているが，一人暮らしの方などが元気かどうか，誰がみてもわかるような体制作りがあるとよい。</li> </ul>
<p>子育て支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子供をみかけない。</li> <li>• 安心して遊べる（遊ばす）場所が無い。廃校を利用して世代交流の場にしてはどうか。</li> <li>• 子供が独り立ちするまでは，行政で面倒をみてもらいたい。</li> <li>• 子育て中の母親のメンタルケアも大切。</li> <li>• 近所に子供が少ないので，遊びに行く際，祖父母等の車で送迎してもらわないと出かけられない。</li> <li>• 公園もない。</li> </ul>
<p>障がい者支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 就職先が無く，企業との連携が必要。</li> <li>• 入所先が市内に無い。</li> </ul>
<p>生活環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 高齢化しており，地域に元気が無い。</li> <li>• 近所に店がない。自力で買物に行ける人ばかりではない。</li> <li>• 食は一番大切なことなのに，お店の数が少なくなってきているし，買い物全てに関して不便になってきている。</li> <li>• 市民バスは不便。乗る場所まで遠い，小型ワゴン車でも回さないと利用が無い。</li> <li>• 乗合タクシーで，大宮以外の地域に行きたいとき，乗り継ぎとなってしまっているので，お金もかかるし不便である。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 城里等の病院にいらっしゃる方もいるので、せめて近隣の市町村にも乗合タクシーで行ければよい。医療機関については、どこへでも行けるとよい。(今通っている所へ)。時間も2時間おきではなく、1時間おきにしたい。</li> <li>• 乗合タクシーは不便。目的地が大宮地域のみでは利用しづらい。他町村の利用が多い地域なので考慮して欲しい。</li> <li>• 福祉に関する意識や知識を向上させる。</li> </ul>
地域交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 共助の考えがなくなっている。</li> <li>• 生きるのに精一杯で周りに関心がない。特に若い世代。</li> <li>• 合併前は、見回り隊があり、一人暮らしの人をフォローしていた。</li> <li>• 友達のいない人は出かける場所が無い。昔は家の前を人が通るとお茶飲み呼び込んだが、今は呼び込むことも無い。</li> <li>• 周りに対して関心がなく気につけない。プライバシーを気にしすぎている。</li> <li>• 他地域からの移住者を受け入れるムード作りがほしい。</li> <li>• 地域のルールを教えてくれる人がいない。 ※移住してきても地域との関わりを拒否する人もいる。 ※困った時の問合せマニュアルがあると便利。</li> <li>• 地域の運動会等には、以外に若い人が出てくる。定期的に世代間交流が出来るとうい。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 個人的には特に困ったことは無い。</li> <li>• 福祉にはお金がかかる。予算を有効に使わなければならない。</li> <li>• 高齢者施設は立派だが高額で入れない。子供も負担できない。</li> <li>• 援助会員を増やし、ファミリーサポート事業に力を入れて欲しい。</li> <li>• 地域ケアで行っていた区単位の活動を復活して欲しい。</li> </ul>

## (1) 座談会について

今回の座談会は、活動計画策定の取り組みのひとつとして、各地区長や各市社協支部長に参加者の取りまとめを依頼しました。全体で市民135名の出席をいただき、平成22年10月～11月にかけて地域ごとに実施しました。

座談会の目的は、市民の視点から地域の中で福祉に関する困っていることや気になっていることを話し合い、地域の状況を再確認するとともに、地域の福祉課題を共有する場とするものです。

## (2) 座談会のまとめ

地域の座談会で各グループから出された意見を集約し分類すると、①高齢者支援②子育て支援③障がい者支援④生活環境⑤地域交流⑥その他の6項目に分けられます。

- ① 高齢者支援については、地域住民の高齢化に加えて、人間関係の希薄化や個人情報保護法の施行等により、一人暮らし高齢者や要援護者に関する情報が共有されにくくなってきている状況もあり、どのグループも大きな課題として捉え危機感を抱いていることが伺えます。
- ② 子育て支援については、少子化への懸念や、子育て世帯への支援体制の充実を求める声が多くよせられました。
- ③ 障がい者支援については、障がい者支援体制の充実とともに、障がい者に関する啓発の強化を求める声が多くよせられました。
- ④ 生活環境については、要支援者のゴミ出しについてや不法投棄の問題等ゴミ問題を挙げているグループが多くありました。また、交通の不便さや災害時の避難体制なども課題として挙がりました。
- ⑤ 地域交流については、地域での高齢化や核家族化等が進む中で、どのグループも大きな課題として捉えていることが伺えます。具体的には、地域活動

を実施又は検討している地区が増えつつあり、活動の活発な地区はあるものの、全体としてはメンバーの高齢化、若年層の不参加、活動の場不足などの意見が挙がりました。

⑥ その他については、市及び市社会福祉協議会への要望や地域へのサポート体制の強化を求める声も多くよせられました。

また、市の福祉を充実するための福祉意識の向上や相談・情報提供機能の充実などは、上記6項目すべてに関係するものとして、ほとんどのグループで挙がりました。

一方、地域の課題を解決するための提案としては、地域のつながり・交流を深めるために、

- ・自助（自分でできること）では、誰もが気軽にあいさつをしていくこと
- ・共助（地域でできること）では、交流の場をつくること
- ・公助（行政がすべきこと）では、交流の場づくりを支援することや活動内容を周知すること

等が挙がりました。様々な地域の課題がある中で、あいさつや地域の交流の場へ参加することによって地域のふれあいを強めていくことは、すべての課題解決のための前提として必要であり、そこに手厚いサポートを加えることにより、健やかで笑顔の暮らしを育むまちを形成できると思われれます。

今回の座談会は、所期の目的を果たしたことはもちろんのこと、地域の力を再認識でき意義のある座談会でありました。今後もより一層住民主体による、地域福祉の向上に努めていく必要があります。

## 2 活動計画策定経過

開催日	会議名等	内容
平成22年 9月28日	第1回検討委員会	○活動計画の趣旨について ○活動計画のスケジュールについて ○委員長、副委員長の選任について ○基本理念・基本目標（案）について ○住民座談会（案）について
9月28日	第1回策定委員会	○活動計画の趣旨について ○活動計画のスケジュールについて ○委員長、副委員長の選任について
10月26日	緒川地域座談会	○グループワークにて地域課題の抽出
11月 2日	御前山地域座談会	○グループワークにて地域課題の抽出
11月12日	山方地域座談会	○グループワークにて地域課題の抽出
11月18日	美和地域座談会	○グループワークにて地域課題の抽出
11月30日	大宮地域座談会	○グループワークにて地域課題の抽出
12月22日	第2回検討委員会	○活動計画（案）について ○活動計画のスケジュールについて
平成23年 1月21日	第2回策定委員会	○活動計画（案）について ○活動計画のスケジュールについて
2月24日	第3回検討委員会	○活動計画（案）について
3月14日	第3回策定委員会	○活動計画（案）について
3月25日	報告	社会福祉協議会長へ報告
3月28日	社会福祉協議会 理事会	文書審議により同意
3月28日	社会福祉協議会 評議員会	文書審議により議決

### 3 常陸大宮市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、常陸大宮市における地域福祉の推進をめざし常陸大宮市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という）を策定するため、活動計画策定委員会の設置、運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、活動計画の策定に関する必要事項の審議を行い、活動計画案を策定し、常陸大宮市社会福祉協議会長（以下「会長」という）に報告する。

(組織)

第3条 策定委員会は、15名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、地域福祉関係者、行政関係者及び有識者の中から会長が委嘱する。

3 委員長及び副委員長は、委員の互選により各1名選出するものとする。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、活動計画策定が終了する日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後最初に開かれる会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催できない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数の場合には議長が決定する。

4 委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会の設置)

第6条 委員長は、必要と認めるときは、策定委員会に諮って部会を設置することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、常陸大宮市社会福祉協議会本所において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮ってこれを定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

2 この要綱は、計画の策定の終了をもって、その効力を失う。

## 4 常陸大宮市地域福祉活動計画策定委員会名簿

委嘱日：平成22年9月28日

NO	氏名	選出区分	役職名(所属)	備考
1	岸 敬之	有識者	市区長会	委員長
2	大藺 あい子	有識者	市連合民生委員児童委員協議会	
3	中崎 孝子	有識者	市女性活動指導者連絡協議会	
4	會澤 幸一郎	地域福祉関係者	市高齢者クラブ連合会	
5	石崎 育子	地域福祉関係者	市ボランティア連絡協議会	副委員長
6	岡山 勇	地域福祉関係者	市身体障害者福祉会	
7	猿田 カヨ	地域福祉関係者	市母子寡婦福祉会	
8	関 多恵子	地域福祉関係者	市手をつなぐ育成会	
9	根本 良子	地域福祉関係者	市南部包括支援センター	
10	小河原 進	地域福祉関係者	市北部包括支援センター	
11	山崎 静雄	行政関係者	市保健福祉部次長兼福祉事務所長兼福祉課長	
12	中村 英一	地域福祉関係者	茨城県社会福祉協議会	

## 5 常陸大宮市地域福祉活動計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 常陸大宮市地域福祉活動計画(以下「活動計画」という)の策定に関し必要な調査、研究等を行うため、活動計画検討委員会(以下「検討委員会」という)を設置する。

(委員会の任務)

第2条 検討委員会は、活動計画策定委員会(以下「策定委員会」という)と連絡調整を図りながら、活動計画の策定に必要な情報の収集、調査、研究その他策定委員会の指示事項についての業務を行うものとする。

(組織)

第3条 検討委員会は、20名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、地域福祉関係者、行政関係者及び有識者の中から常陸大宮市社会福祉協議会会長が委嘱する。

3 検討委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを選任する。

4 委員長は、会務を総括し、検討委員会の会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させることができる。

(部会の設置)

第5条 委員長は、必要と認めるときは、検討委員会に諮って部会を設置することができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、常陸大宮市社会福祉協議会本所において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

2 この要綱は、活動計画の策定の終了をもって、その効力を失う。

## 6 常陸大宮市地域福祉活動計画検討委員会名簿

委嘱日：平成22年9月28日

NO	氏名	選出区分	役職名(所属)	備考
1	小又 好弌	有識者	大宮地区民生委員児童委員協議会	
2	相澤 喜一	有識者	山方地区民生委員児童委員協議会	
3	長岡 和代	有識者	美和地区民生委員児童委員協議会	副委員長
4	三村 憲次	有識者	緒川地区民生委員児童委員協議会	
5	石澤 京子	有識者	御前山地区民生委員児童委員協議会	
6	中崎 和枝	地域福祉関係者	市ボランティア連絡協議会	
7	木村 勉	地域福祉関係者	市ボランティア連絡協議会	委員長
8	小室 澄江	地域福祉関係者	市ボランティア連絡協議会	
9	神長 文美代	地域福祉関係者	在宅介護支援センター「みのり園」	
10	小野瀬 美幸	地域福祉関係者	在宅介護支援センター「一貫堂」	
11	横田 優	地域福祉関係者	在宅介護支援センター「ドルフィン」	
12	菊池 可奈子	地域福祉関係者	在宅介護支援センター「みわ」	
13	平山 美智子	地域福祉関係者	在宅介護支援センター「おがわ」	～平成22年10月31日
	長山 夕希	地域福祉関係者	在宅介護支援センター「おがわ」	平成22年11月1日～
14	阿久津 幸子	地域福祉関係者	在宅介護支援センター「ごぜんやま」	
15	西野 国博	行政関係者	市福祉課（社会福祉G）	

## 7 常陸大宮市社会福祉協議会 概要

### 社会福祉協議会(以下社協)とは

社協は全国都道府県・市町村に設置されている福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間の福祉団体です。住民の皆様の声をもとに「地域に暮らす皆様のほか、民生委員児童委員・社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者など関係機関の参加・協力のもと、だれもが安心して暮らすことのできるまちづくりの実現をめざして活動している団体です。

### 実施している事業は

社協では、それぞれの地域にねざした次のような事業を行っています。高齢者や障がい者の生活支援するためのサービスや地域福祉協働事業をはじめ、さまざまな福祉サービスを行っているほか、多様な福祉ニーズに応えるため、地域の特性を踏まえ創意工夫を凝らした独自の事業に取り組んでいます。

社協のボランティアセンターでは、ボランティア活動に関する相談や活動先の相談紹介、小学校・中学校・高等学校における福祉教育の支援等、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たしています。

### 運営や事業の財源は

社協の財源は、国・県・市からの補助金や受託金の他に、民間の非営利組織として自主財源の確保に努めており、社協の趣旨に賛同された住民（会員）の皆様が毎年納めて下さる会費や共同募金の配分金、寄付金などが主な財源となっております。

### 社協の法人化

旧大宮町	昭和48年3月2日認可	4月2日登記
旧山方町	昭和51年8月2日認可	8月25日登記
旧美和村	昭和56年2月10日認可	3月9日登記
旧緒川村	昭和57年4月30日認可	6月28日登記
旧御前山村	昭和53年5月24日認可	6月26日登記

旧山方町・旧美和村・旧緒川村・旧御前山村社協は、平成17年3月31日に閉鎖し、平成17年4月1日 社会福祉法人常陸大宮市社会福祉協議会として発足

## ◇社協会員制度

社協は、福祉に関する生活課題を地域全対の問題としてとらえ、その解決に向け、みんなで考え、話し合い、協力して、住民全体の福祉のまちづくりを推進していくことを目的に活動しています。住民の皆さま一人ひとりが福祉活動に参加するのが本来の福祉の姿であるという考えに基づき、その福祉活動の一つとして社協会員制度があります。会員への加入は強制ではありませんが、加入することによってボランティア活動やさまざまな福祉活動を支えることとなります。

- 会 費 一般会員 一口 500 円以上 特別会員 一口 2,000 円以上  
(会員の加入には毎年5月に区長、班長の協力を得て各戸にお願いしています。)

## ◇善意銀行運営

善意銀行は、皆さまからの金品預託（寄付）を受ける窓口です。お寄せいただいた寄付は、常陸大宮市の福祉推進事業に役立てられています。また、善意銀行では、使用済みの切手やテレホンカード、書き損じハガキ、生活用品等も受け付けています。

## ◇共同募金運動

茨城県共同募金会常陸大宮市支会では、毎年「赤い羽根共同募金」と「歳末たすけあい募金」への協力をお願いしています。募金は、社会福祉向上のため有効活用されます。

- 共同募金 一般募金は 700 円以上 歳末たすけあい募金は 300 円以上  
募金方法・・・住民の方へは戸別募金として、毎年10月に区長、班長の協力を得て各戸にお願いしています  
その他に街頭募金、法人募金、学校募金、職域募金、イベント募金のご協力をお願いしています。  
また、歳末たすけあい募金にご協力をいただいたお金の中から、明るいお正月を迎えるために支援が必要な世帯に対し、歳末たすけあい事業として援護金の配分を行っております。

## <平成22年度社協の主な事業>

### 1. 総合相談事業

「困ったことが起きた、ちょっと誰かに聞いてほしい…」 「どこに相談したらいいのか…」 「こんなことは相談しても…」 などあなたの悩みをお聞きし問題解決のお力添えをする各種相談事業を実施しています。相談は無料でプライバシー・秘密は厳守します。

#### (1) 一般相談

##### ①心配ごと相談

時 間 午前9時～12時の地域と午後1時～午後4時の地域があります。  
場 所 本所及び各支所  
相 談 員 心配ごと相談員

##### ②法律相談

時 間 午前9時～12時の地域と午後1時～午後4時の地域があります。  
場 所 本所及び各支所  
相 談 員 弁護士

#### (2) 介護相談

時 間 月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時15分  
場 所 美和支所  
相 談 員 介護支援専門員

#### (3) 日常生活自立支援（地域福祉権利擁護）事業

毎日の暮らしの中には、いろいろな不安や疑問、判断に迷ってしまうことがたくさんあります。

例えば、認知高齢者や知的・精神障がい者などで判断能力が不十分な方で、かつ、親族等の援助が得られない方と「契約」を結び、「生活支援員」を派遣して福祉サービスの利用援助・日常生活の金銭管理援助・書類等の預かりサービスを行い、自立した生活を送れるように支援する事業です。

時 間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
場 所 本所及び各支所  
内 容 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで、判断能力が不十分な方の日常生活支援  
相 談 員 日常生活自立支援専門員

##### ①福祉サービス援助

- ・福祉サービス利用申込、契約・代行
- ・入所、入院している施設や病院のサービスや利用に関する相談

##### ②日常的な金銭管理サービス

- ・福祉サービスの利用料金の支払い代行
- ・病院等での医療費支払い手続き、年金や福祉手当の受領手続き

- ・税金や電気，ガス水道料金等公共料金支払い手続き
- ・預貯金の出し入れ，解約手続き

③日常生活の事務手続き

- ・住民票，医療保険等に関する手続き

④書類等の預かりサービス

- ・保管を希望する通帳や印鑑，証書等の金庫預かり  
(保管できるもの：年金証書，貯金通帳，保険証券，権利書，契約書類，印鑑等)

⑤利用料(生保者除く)

(1)福祉サービス援助	900円 (1回1時間あたり)
(2)日常的な金銭管理サービス	
(3)日常生活の事務手続き	
(4)書類等の預かりサービス	500円 (1ヶ月)

#### (4) 障がい者相談支援

時 間 月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時15分  
 場 所 美和支所  
 内 容 知的障がい者，身体障がい者の方の相談支援  
 相 談 員 相談支援専門員

- ①福祉サービスの利用援助
- ②社会資源を活用するための支援
- ③社会生活力を高めるための支援
- ④権利擁護のために必要な援助
- ⑤専門機関の紹介

## 2. ボランティア市民活動センター事業

市民の皆様や企業，学校などにボランティア市民活動に関する情報提供や相談等を行っています。また，ボランティア市民活動の普及や支援を目的とした各種サービスも行っています。

### ○ ボランティア相談，紹介，情報提供

ボランティア活動に関する問い合わせ，活動相談，登録，関係機関への照会，連絡調整を行います。また，広報紙を通じてさまざまな活動紹介や各種情報の提供を行います。

### 3. 高齢者等配食サービス事業

在宅の要援護高齢者等に対し、配食サービスを提供することにより、高齢者等の自立と生活の質の確保を図り、もって高齢者等の福祉の向上に資する事業です。

ボランティア会員による手作りお弁当を宅配し、健康を維持増進するとともに、利用者の安否確認を行います。

対象者は常陸大宮市（旧大宮町を除く）に住所を有する下記に該当する方です。

#### ○利用できる人

- ・おおむね65歳以上で、一人暮らしの者
- ・高齢者のみの世帯に属する者
- ・在宅の身体障がい者
- ・その他市長が特に必要と認めた者

#### ○利用申請

配食サービスを希望する者は、地区民生委員児童委員を通して社協に申請

#### ○利用料

1食 100円

### 4. 金婚・ダイヤモンド婚記念事業

金婚ダイヤモンド婚を迎えられたご夫婦の長寿と健康をお祝いするとともに、長年地域福祉の増進に貢献された業績に感謝することを目的とします。

### 5. 母子・父子家庭親子のつどい事業

母子・父子家庭は、種々の事情から家族そろってのレクリエーション等の機会に恵まれないため、これらの機会を確保し、母子・父子家庭の福祉の向上と健全な青少年育成を図ることを目的とします。

### 6. 福祉芸能発表大会事業

福祉関係団体等が、サークル活動や趣味を通じて、日頃から楽しんでいる芸能活動の成果を発表する機会を提供することにより、より一層楽しみや生きがいにつながるよう支援することを目的に行います。

## 7. 介護保険サービス事業

介護保険において「要介護認定」を受けた方に対して、在宅サービス計画を作成し、介護専門職員が在宅での生活を支援します。

### ① 宅介護支援

要支援・要介護者が在宅で生活できるよう、介護保険サービスを利用するための情報提供及び関係機関との連絡調整を図ります。

### ②訪問介護

要支援・要介護者が在宅で生活できるよう、利用者の居宅にホームヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事等の身体介護，調理・洗濯買い物等の生活援助を行います。

### ③訪問入浴介護

自宅での入浴が困難な方に対して、自宅に浴槽を持ち込み部屋で入浴を行います。

## 8. 障害福祉サービス事業

障害者自立支援法に基づいた事業です。受給者証が交付された方に対して、在宅での生活を支援します。

### ①居宅介護

居宅において入浴，排泄及び食事等の介護，調理，洗濯等の家事並びに生活等に関する相談などにわたる援助を行います。

### ②重度訪問介護

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がい者に対して、居宅において入浴，排泄及び食事等の介護，調理，洗濯等の家事並びに生活等に関する相談などにわたる援助を行います。

## 9. 地域生活支援事業

障害者自立支援法に基づいた事業です。決定通知が交付された方に対して、在宅での生活を支援します。

### ①移動支援事業

障がいのため野外での移動が困難な人に、ガイドヘルパーの派遣を行います。

### ②訪問入浴サービス事業

重度の身体に障がいのある人に対して、自宅に浴槽を持ち込み部屋で入浴を行います。

## 10. 障害者就労継続支援事業

障がい者の日中活動を支援する障害者自立支援法に基づくサービスで、一般企業等の就労が困難な障がい者の方に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い、非雇用型により就労します。

また一般就労に必要な知識能力が高まった方には、一般就労への移行に向けての支援をします。

## 11. 日常生活用具貸与事業

高齢者や障がい者、疾病又は負傷により車いすの利用が必要な方（市内在住者）に無料で車いすをお貸しします。旅行や通院に利用できます。

○利用できる人

- ・介護保険制度適用外の高齢者
- ・在宅の心身障がい者（児）
- ・疾病又は負傷により用具の貸与が必要な方

## 12. 生活福祉資金貸付事業

低所得者、障がい者、高齢者に対し、安定した生活をおくれるように、低利、無利子で貸し付ける制度です。自立と生活意欲の助長促進、社会参加の促進を図り安定した生活をおくれるようすることを目的に、さまざまな生活福祉資金を貸し付けます。本事業を実施する県社会福祉協議会が承認、不承認を決定します。

本制度はあくまで、給付ではなく貸付という制度であり、「貸付－償還」というサイクルで運用されています。

○対象世帯： 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯

○貸付種類： 総合支援資金（生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費）、福祉資金（福祉費・緊急小口資金）、教育支援資金（教育支援資金・就学支度費）、不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金）

○連帯保証人： 申請にあたっては、連帯保証人を立てていただきます。（ただし連帯保証人を立てない場合でも利用できます。）

○利子： 連帯保証人を立てない場合は、年1.5%（教育支援資金及び緊急小口資金は無利子）不動産担保型生活福祉資金は年3%又は年度当初時点の長期プライムレートのいずれか低い方を基準とします。

### 13. 小口資金貸付事業

生活困窮世帯に対し、更正の一助として緊急に必要な資金を無利子で貸し付けます。「貸付一償還」というサイクルで運用されています。

○対象者：市内に住所を有する方

○貸付限度額：50,000円

○連帯保証人：申請にあたっては、連帯保証人1名が必要（市内在住者）

### 14. 総合福祉センター等指定管理運営

常陸大宮市の福祉施設として位置づけられている総合福祉センター等の指定管理運営を行っています。

○施設名：美和総合福祉センター・緒川老人福祉センター

### 15. ファミリーサポート事業

住みなれた地域でお互いに支えあって安心して生活できるよう、生活上のサービスを提供し、ともに地域社会の福祉の向上を図ることを目的として、仕事と家庭の両立支援を地域で支えあう会員組織運営事業です。

○会員になるには

- ・常陸大宮市にお住まいでファミリーサポートの活動に賛同する方が、援助会員・利用会員として登録します。

○利用料は

- ・1時間あたり500円です。（移送については、この他、1km30円の燃料代がかかります。）

○援助活動内容

- ・育児 市内の保育所、幼稚園、小学校への送迎（車での送迎はできません）  
子供の預かり等
- ・家事 部屋の掃除、衣類の洗濯、食事の準備や後片付け等
- ・移送 病院等への送迎、外出援助、買い物

○移送の利用範囲

- ・要介護者及び要支援者
- ・身体障がい者
- ・その他肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がい、その他障がいを有する者

## 16. 乗合タクシー管理運営事業

予約制の乗合タクシー方式による送迎サービスです。予約状況にあわせて順番に迎えに行き、目的地まで安全にお送りいたします。

○利用を希望する方：利用登録票により事前に登録

○運行範囲：常陸大宮市内全域

○利用料金

- ・一般の方（中学生以上）は一人1回利用につき300円
- ・小学生以下，障がいのある方，介護認定を受けている方，介助者は150円
- ・3歳未満の方は無料

## 17. 地域ケアシステム推進事業

在宅の高齢者や障がい者等に対して，インフォーマルサービス<sup>※1</sup>等も含めた最適，効果的かつ確実な保健・医療・福祉の各種在宅サービスを提供するため，対象者一人ひとりについて「在宅ケアチーム」を組織し，地域社会全体で取り組む総合的なケアシステムの構築を進め，誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティ<sup>※2</sup>づくりを推進することを目的とする事業です。

---

### ※1 インフォーマルサービス

近隣や地域社会，民間やボランティアなどの非公式な援助活動。

### ※2 福祉コミュニティ

地域住民が地域内の福祉について主体的な関心を持ち，自らの積極的な参加により，援助を必要とする人々に対して福祉サービスを提供する地域共同体。

# 社会福祉法人 常陸大宮市社会福祉協議会体系図



